

国立大学法人愛知教育大学学則（案）

2004年 4月 1日
学 則 第 1 号

目 次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 国立大学法人愛知教育大学（第3条～第8条）
- 第3章 法人及び大学の運営組織（第9条～第17条）
- 第4章 愛知教育大学（第18条～第30条）
- 第5章 学部及び大学院通則（第31条～第62条）
- 第6章 教育学部（第63条～第73条）
- 第7章 大学院（第74条～第90条）
- 第8章 公開講座（第91条）

第1章 総則

（法人及び大学の名称）

第1条 この法人は、国立大学法人法（以下「法人法」という。）に基づき、国立大学法人愛知教育大学と称する。この法人が設置する国立大学の名称は愛知教育大学とする。

（所在地）

第2条 この法人の主たる事務所及び大学の所在地は愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1番地とする。

第2章 国立大学法人愛知教育大学

第1節 法人の目的及び業務

（法人の目的）

第3条 国立大学法人愛知教育大学（以下「法人」という。）は、法人法に基づき、教育研究に対する国民の要請に応え、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学として愛知教育大学（以下「本学」という。）を設置し、学校教育法、法人法及びその他の法令により本学を運営することを目的とする。

（業務の範囲等）

第4条 法人は、法人法第22条に定める業務を行う。

第2節 役員及び職員

（役員）

第5条 法人に役員として、学長、理事及び監事を置く。

- 2 学長は、第20条に定める学長となる。
- 3 常勤の理事は、第21条に定める副学長となる。
- 4 第1項に規定する者の職務、選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

（職員）

第6条 法人に、次の職員を置く。

- (1) 教育職員
- (2) 事務職員
- (3) その他の職員

- 2 職員に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 資本金及び事業年度

（資本金）

第7条 法人の資本金は、法人法第7条に定めるところにより、政府から出資のあったものとされた金額とする。

（事業年度）

第8条 法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 事業に係る法人の会計に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 法人及び大学の運営組織

第1節 役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会、学長選考会議及び役員部局長会議

(役員会)

第9条 法人法第11条の規定に基づき、学長の決定に先立ち、法人の重要事項について審議するため、法人に役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第10条 法人法第21条の規定に基づき、教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第11条 法人法第20条の規定に基づき、経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第12条 学校教育法第93条の規定に基づき、教育研究に関する事項について審議するため、本学に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第13条 法人法第12条の規定に基づき、学長候補者選考等を行うため、法人に学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(役員部局長会議)

第14条 本学の意思決定と執行を円滑に行うため、役員部局長会議を置く。

2 役員部局長会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第2節 教職員会議及び職員会議

(教職員会議及び職員会議)

第15条 本学に教職員会議及び職員会議を置く。

2 教職員会議及び職員会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 各種委員会等

(各種委員会等)

第16条 法人又は本学に、大学運営に関する特定の事項を審議するため、各種の委員会等を置くものとする。

2 各種の委員会等に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 事務組織

(事務組織)

第17条 本学の業務を円滑に行うため、事務組織を置く。

2 事務組織の長として、事務局長を置き、事務職員の中から学長が指名する。

3 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

第4章 愛知教育大学

第1節 大学の目的

(大学の目的)

第18条 本学は、愛知教育大学憲章を踏まえ、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、大学の自治の基本理念に基づき、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める。

第2節 自己点検・自己評価

(自己点検・自己評価)

第19条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 大学の構成員

(学長)

第20条 本学に学長を置く。

(副学長)

第21条 本学に副学長を置き、学長の職務を助ける。

(学長補佐)

第21条の2 本学に、学長の職務を補佐するため、学長補佐を置くことができる。

(大学の構成員)

第22条 本学の構成員は学部及び大学院学生、大学教職員、附属学校教職員等とする。

(大学の教員)

第23条 本学に、大学教員として教授、准教授、講師、助教を置く。

第4節 学部、大学院及び専攻科

(学部)

第24条 本学に教育学部（以下「学部」という。）を置く。

2 学部に次の課程を置く。

- (1) 初等教育教員養成課程
- (2) 中等教育教員養成課程
- (3) 特別支援学校教員養成課程
- (4) 養護教諭養成課程
- (5) 教育支援専門職養成課程

3 前項第1号から第4号までに掲げる課程を、教員養成4課程と総称する。

4 初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程及び教育支援専門職養成課程に、別表第1に掲げる選修、専攻又はコースを置く。

5 学部に研究組織として別表第2第1欄に掲げる学系を置き、当該学系は、同表の第2欄に掲げる講座及び別に定めるところにより講座に所属しない専任の教員を配置したセンターをもって構成する。

6 第2項の課程における教育は講座が担当し、附属施設（第28条又は第28の2の規定によるものをいう。以下次条において同じ。）は当該教育に協力することができる。

7 学系の運営を掌理するため、各学系に学系長を置く。

8 学部及び学系の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第25条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に置く研究科及び課程は次のとおりとする。

(1) 教育学研究科 専門職学位課程（以下「教職大学院の課程」という。）、修士課程、後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期3年博士課程」という。）

3 前項の研究科及び課程に、次の表に掲げる専攻を置き、専攻における教育研究は前条第5項に定める講座が担当する。ただし、共同教科開発学専攻における教育研究は、前条第5項に定める講座と静岡大学大学院教育学研究科が共同で担当する。

研究科及び課程	専攻
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専攻
教育学研究科 修士課程	教育支援高度化専攻
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教科開発学専攻

4 附属施設は、前項の専攻における教育研究に協力することができる。

5 第3項の専攻に、別表第3に掲げるコースを置く。

6 大学院の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別支援教育特別専攻科)

第26条 本学に特別支援教育特別専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。

2 専攻科に関し、必要な事項は、別に定める。

(6年一貫コース)

第26条の2 本学に学部と教職大学院の課程及び修士課程の連携による6年一貫教員養成コース（以下「6年一貫コース」という。）を置く。

2 6年一貫コースについて必要な事項は、別に定める。

第5節 附属施設等

(附属図書館)

第27条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項を掌理するため、館長を置く。

3 附属図書館に関し、必要な事項は、別に定める。

(センター)

第28条 本学に、次のセンターを置く。

(1) 教職キャリアセンター

(2) 教育臨床総合センター

(3) 国際交流センター

(4) 地域連携センター

(5) 科学・ものづくり教育推進センター

(6) 健康支援センター

(7) ICT教育基盤センター

(8) キャリア支援センター

(9) 教員養成開発連携センター

2 センターに関する事項を掌理するため、各センターにセンター長を置く。

3 センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(なんでも相談室)

第28条の2 本学に、なんでも相談室を置く。

2 なんでも相談室に関する事項を掌理するため、室長を置く。

3 なんでも相談室に関し、必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第29条 本学に、附属幼稚園、附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校、附属高等学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）を置く。

2 附属学校を統括するため附属学校部を置き、その長として附属学校部長を置く。

3 学長の命を受け、校務を掌理するため、附属学校に校長（幼稚園にあつては園長と称す。）を置く。

4 附属学校に、教員として副校長（幼稚園にあつては、副園長と称す。）、教頭（幼稚園は除く。）、教諭、養護教諭を置く。

また、特に必要な場合には、教員として主幹教諭、栄養教諭を置くことができる。

5 附属学校に関し、必要な事項は、別に定める。

第6節 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的研修等)

第30条 本学の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施する。

第5章 学部及び大学院通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第31条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第32条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日（大学院を除く。）

土曜日（大学院を除く。）

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、臨時の休業日は、学長が必要に応じて定める。

第2節 入学、編入学、転入学及び再入学の時期

(入学の時期)

第33条 入学，編入学，転入学及び再入学の時期は，学年の始めとする。ただし，教育上支障がないときは，学期の始めとすることができる。

第3節 学生の定員及び入学等

(収容定員等)

第34条 学部の入学定員及び収容定員は，別表第4のとおりとする。

2 教育学研究科の入学定員及び収容定員は，別表第5のとおりとする。

3 専攻科の入学定員及び収容定員は，別表第6のとおりとする。

(入学の出願)

第35条 本学に入学を志願する者は，本学が別に定める額の検定料を添え所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。

2 検定料の納入等に関し，必要な事項は，別に定める。

(合格者の決定)

第36条 入学志願者に対しては，学力試験等により選考のうえ，教授会の議を経て，合格者を決定する。

2 合格者の選考方法は，別に定める。

(入学手続き)

第37条 前条の合格者で入学を希望する者は，所定の期日までに，別に定める書類を提出するとともに，第51条に定める入学料を納めなければならない。

2 納付された入学料は，返還しない。

3 第1項の規定にかかわらず特別の事由又は経済的理由により入学料の納付が著しく困難な者に対しては，入学料を免除（ただし，特別の事由に限る。）又は徴収を猶予することができる。

4 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予に関し，必要な事項は，別に定める。

(入学許可)

第38条 学長は，前条の規定により入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し，受理された者を含む。）に対し，入学を許可する。

第4節 教育課程，履修方法，授業の方法及び単位

(教育課程及び履修方法)

第39条 教育課程及び履修方法は，別に定める。

(授業の方法)

第40条 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより，又はこれらの併用により行う。

(単位制)

第41条 授業科目の履修は，単位制とする。

2 単位の認定は，試験，論文，報告書その他による成績審査によらなければならない。

(教員免許状取得のための単位)

第42条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により学部，教職大学院の課程及び専攻科において所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は，別表第7のとおりとする。

第5節 休学，復学，再入学，転入学，退学，転学，留学及び除籍

(休学)

第43条 病気又はその他特別の事由により引続き3か月以上修学不能のときは，役員部局長会議の議を経て，休学することができる。

2 休学期間は，通算して2年を超えることはできない。ただし，病気による休学の場合，その病状により更に1年間，休学期間を延長することができる。

3 休学期間は，第65条及び第76条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第44条 休学期間中にその事由が解消したときは，学長に願い出て，復学することができる。

(再入学)

第45条 本学に再入学を志願する者については，役員部局長会議の議を経て入学を許可することができる。

2 再入学に関し，必要な事項は，別に定める。

(転入学)

第46条 本学に転入学を志願する者については，教授会の議を経て，入学を許可することができる。

2 転入学に関し，必要な事項は，別に定める。

(退学)

第47条 退学しようとする学生は、その事由を記載した書面を添えて学長に願い出なければならない。

2 退学の許可は、役員部局長会議の議を経て、学長が行う。

(転学)

第48条 他の大学あるいは大学院に転学しようとするときは、その事由を記載した書面を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 転学の許可は、役員部局長会議の議を経て、学長が行う。

(留学)

第49条 学生が外国の大学あるいは大学院で学修しようとするときは、学長に願い出て、留学の許可を得なければならない。

2 留学の許可は、役員部局長会議の議を経て、学長が行う。

3 前2項により留学した場合は、第65条及び第76条に定める在学期間を、2年を超えない範囲内で延長することができる。

(除籍)

第50条 学生が次の各号の一に該当するときは、役員部局長会議の議を経て学長は除籍しなければならない。

(1) 死亡又は、行方不明の届出があったとき。

(2) 所定の在学期間を超えたとき。

(3) 入学料の免除及び徴収猶予を不許可された者並びに入学料の一部について免除及び徴収猶予を許可された者が、所定の期日までに入学料を納付しなかったとき。

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。

第6節 検定料、入学料及び授業料

(授業料等の額)

第51条 検定料、入学料及び授業料の額に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業料の納入)

第52条 授業料は、年額の2分の1に相当する額を次の2期にそれぞれ納めなければならない。

前期分 4月1日から 4月30日まで

後期分 10月1日から 10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、本人の申し出により、前期分の授業料を納める時に、当該年度の後期分の授業料を併せて納めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、経済的理由によって同項の納付期限までに授業料の納付が困難である場合には、別に定めるところにより、許可を得て、月割で納めることができる。

4 その他授業料の納入に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業料の免除等)

第53条 経済的な理由その他特別な理由により、授業料の納付が困難な者に対しては、その者の願い出により授業料を免除若しくはその徴収を一定期間猶予することがある。

2 前項に規定する授業料の免除及び徴収の猶予に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業料の返還)

第54条 納付された授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第52条第2項の規定により当該年度の後期分に係る授業料を納入した者が、後期分に係る授業料の納期前に休学又は退学した場合は、その者の申し出により後期分の授業料に相当する額を返還する。

(休学期間中の授業料)

第55条 休学期間中の授業料は免除する。

2 休学期間中の授業料に関し、必要な事項は、別に定める。

(転学、退学又は停学の場合の授業料)

第56条 年度の途中において転学又は退学した場合は、その期分の授業料を徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

第7節 表彰及び懲戒

(表彰)

第57条 学長は、学術、課外活動及び社会的活動等が優れた学生を表彰することができる。

2 表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条 学長は、教育上必要と認めるときは、役員部局長会議の議を経て学生を懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項に規定する停学の期間は、これを修業年限に算入せず、在学期間に算入する。ただし、停学の期間が1月を超えないときは、役員部局長会議の議を経て修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関し、必要な事項は、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、内地留学生及び外国人留学生

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生、内地留学生)

第59条 本学に、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び内地留学生として入学を希望する者がある場合は、選考の上、これを許可する。

- 2 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び内地留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第60条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、学生、研究生又は科目等履修生として本学に入学を許可された者を外国人留学生という。

- 2 外国人留学生は、定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第9節 学生宿舎

(学生宿舎)

第61条 本学に、学生宿舎を置く。

- 2 学生宿舎に関し、必要な事項は、別に定める。

(宿舎料)

第62条 宿舎料は、本学が別に定める額とする。また納入に関する事項については、別に定める。

- 2 納入された宿舎料は返還しない。

第6章 教育学部

第1節 教育学部の目的

(目的)

第63条 教員養成4課程は、多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざすことを目的とする。

- 2 教育支援専門職養成課程は、心理・社会福祉・教育行政等の専門性を深め、教育活動と子どもたちを支援する専門職の養成をめざすことを目的とする。
- 3 前2項の課程に置く選修、専攻及びコースの教育研究上の目的は別に定める。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第64条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第65条 学部の在学期間は、8年とする。

第3節 入学資格

(入学資格)

第66条 学部に入ることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本学の学部において、本学の学部における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学の学部において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると

認められた者で、18歳に達したもの

第4節 編入学及び転課程等

(編入学)

第67条 学部編入学を志願する者があったときは、教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 編入学に関し、必要な事項は、別に定める。

(転課程等)

第68条 学部の転課程又は同一課程内での転専攻・転コース（以下「転課程等」という。）を志願する者があったときは、役員部局長会議の議を経て転課程等を許可することができる。

2 転課程等に関し、必要な事項は、別に定める。

第5節 他大学等における授業科目の履修等

(他大学等における授業科目の履修等)

第69条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修を許可することができる。

2 前項により履修した授業科目について、60単位を超えない範囲内で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、第49条の規定による留学の場合に準用する。

4 前3項に定めるもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関し、必要な事項は、別に定める。

5 単位互換制度に基づく授業科目の履修単位は、本学において修得したものとみなす。

(入学前の既修得単位等の認定)

第70条 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位を教育上有益と認めるときは、本学において修得したものと認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 前項の規定により単位を認定する場合は、教養科目、外国語科目及びスポーツ科目の単位について、合計60単位を超えない範囲内で行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、単位認定等に関し、必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第71条 大学設置基準第29条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める大学以外の教育施設等における学修について、教育上有益と認めるときは、本学において修得した単位として認定することができる。

2 前項の規定により単位を認定する場合は、第69条第1項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関し、必要な事項は、別に定める。

第6節 卒業及び学位授与

(卒業認定及び卒業の時期)

第72条 学部所定の年数以上在学し、別に定める卒業要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、卒業要件を満たした場合は、前期の終わりとするすることができる。

(学位授与)

第73条 本学の教育課程を履修し、所定の課程を修め卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第7章 大学院

第1節 大学院の目的

(課程等の目的)

第74条 教職大学院の課程は、学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を養成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置づけ、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。

2 修士課程は、教育支援に関わる研究能力を有する人材の育成を図ることを目的とする。併せて現代的課題の探求に取り組む諸分野の有為な人材の育成をめざす。また、社会人においては、修士課程を専門性の

更なる向上を図る場として位置付ける。

- 3 後期3年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 前3項の課程に置く専攻の教育研究上の目的は別に定める。

第2節 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第75条 教職大学院の課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、第89条の規定により、長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）の標準修業年限は、4年以内の許可された年限とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、教職大学院の課程及び修士課程に、教育上の必要により標準修業年限を3年とする履修上の区分を設ける。
- 3 標準修業年限を3年とする履修上の区分に関し、必要な事項は、別に定める。
- 4 後期3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、長期履修学生の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第76条 教職大学院の課程の在学期間は4年、修士課程の在学期間は6年とし、後期3年博士課程の在学期間は6年とする。

第3節 大学院の運営

(研究科の長)

第77条 教育学研究科に研究科長を置き、学長をもって充てる。

(運営)

第78条 第25条第7項の規定により別の定めがあるもののほか、教育学研究科の運営その他の必要な事項については、当該事項の内容に応じ、教授会若しくは教育研究評議会又は第16条の規定に基づき置かれる委員会等で審議する。

第4節 入学資格

(入学資格)

第79条 教職大学院の課程及び修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
 - (3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本学の教職大学院の課程及び修士課程において、本学の教職大学院の課程及び修士課程における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (10) 本学の教職大学院の課程及び修士課程において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 後期3年博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 専門職学位又は修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、専門職学位又は修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、専門職学位又は修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、専門職学位又は修士

の学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月1日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 後期3年博士課程において、個別の入学資格審査により、専門職学位又は修士の学位を有する者と同以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第5節 授業科目、履修方法、修了及び学位

(授業科目及び単位)

第80条 教育学研究科の授業科目及び単位数は別に定める。

(指導教員)

第81条 学生の教育、研究その他の指導のため、学生の所属する専攻の専任教員のうちから、指導教員を定める。

(履修方法)

第82条 学生は、別に定めるところにより、所定の単位を履修しなければならない。

(教育方法)

第83条 教育学研究科における授業科目の履修及び研究指導のために、次の各号に掲げる区分を設け、各専攻は、当該各号のいずれかの方法により教育を行うものとする。

- (1) 昼間開講コース（主として昼間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うものをいう。）
- (2) 昼夜開講コース（主として夜間及び昼間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うものをいう。）
- 2 教育学研究科教育実践高度化専攻の教育は、第74条第1項に規定する目的を達成するために、体系的かつ実践的な教育課程を編成し、適切な方法によって行うものとする。
- 3 教育学研究科教育支援高度化専攻の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

4 教育方法の特例に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第84条 修士課程において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が他の大学院又は研究所等において1年を超えない範囲で必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けた期間は、第75条第1項に規定する修業年限に算入する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第85条 教職大学院の課程及び修士課程において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が他の大学院における授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項により修得した単位は、教職大学院の課程に所属する学生にあつては修了要件として定める所定の単位数の2分の1を超えない範囲で、修士課程に所属する学生にあつては10単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、第49条の規定による留学の場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第86条 大学院（外国の大学院を含む。）を修了又は中途退学し、新たに教育学研究科の第1年次に入学した学生の既修得単位について教育上有益と認めるときは、当該課程において修得したものと認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 前項により修得した単位は、教職大学院の課程に所属する学生にあつては修了要件として定める所定の単位数の2分の1を超えない範囲で、修士課程に所属する学生にあつては10単位を超えない範囲内で行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

(修了要件及び修了の時期)

第87条 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る所定の単位を含む。）の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

2 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

3 後期3年博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究

指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期3年博士課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 長期履修学生及び第75条第2項の規定に基づく区分を履修する者の修了要件に係る在学期間は、前3項の規定にかかわらず、これらの者に係る標準修業年限以上とする。
- 5 教職大学院の課程において、教育上有益であると認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、第2項に規定する実習による授業科目の一部の履修を免除することができる。この場合において、免除の範囲、履修を免除された者に対する単位の授与その他の必要な事項については、別に定める。
- 6 教職大学院の課程、修士課程及び後期3年博士課程の修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。
- 7 修了の時期は、学年の終わりとする。ただし、修了要件を満たした場合は、前期の終わりとするができる。

(学位の授与)

第88条 教職大学院の課程を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

- 2 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 3 後期3年博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 4 学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第6節 長期にわたる教育課程の履修

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第89条 教育学研究科の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、各研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項の教育課程の履修等に関し、必要な事項は、別に定める。

第7節 特別研究学生

(特別研究学生)

- 第90条 教育学研究科に、特別研究学生として入学を希望する者がある場合は、選考の上、これを許可する。
- 2 特別研究学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

- 第91条 地域社会の教育と文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
- 2 公開講座の実施その他に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 法人成立の際、現に愛知教育大学に在学している学生(科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生を含む。)は、法人が設置する本学の学生となるものとする。
- 3 第43条第2項の規定にかかわらず、2003年度以前に入学した大学院学生の休学期間は、1か年以内とする。ただし、特別な事情のあるときは、更に一か年を限り、休学期間を延長することができる。
- 4 第65条の規定にかかわらず、2003年度以前に入学した学部学生の在学期間は、6年とする。

附 則(2004年学則第2号)

この学則は、2004年10月1日から施行する。

附 則(2005年学則第1号)

この学則は、2005年9月14日から施行する。

附 則(2006年学則第1号)

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第2の規定の学部の収容定員は、同規定にかかわらず、2006年度から2008年度までの間にあっては、次に掲げる表のとおりとする。

課 程		2006年度 収容定員	2007年度 収容定員	2008年度 収容定員
教員養成 4課程	初等教育 教員養成	1, 306	1, 372	1, 438

	課程			
	中等教育 教員養成 課程	4 8 7	5 5 4	6 2 1
	障害児教育 教員養成 課程	1 0 0	1 0 0	1 0 0
	養護教諭 養成課程	1 6 0	1 6 0	1 6 0
小 計		2, 0 5 3	2, 1 8 6	2, 3 1 9
学芸4課程	国際理解 教育課程	1, 4 4 7	1, 3 1 4	1, 1 8 1
	生涯教育 課程			
	情報教育 課程			
	環境教育 課程			
合 計		3, 5 0 0	3, 5 0 0	3, 5 0 0

3 改正前の学則別表第5の規定は、2005年度以前に入学した学部学生について、なおその効力を有する。

附 則（2006年学則第2号）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年学則第3号）

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 改正後の第24条第2項の規定にかかわらず、国際理解教育課程、生涯教育課程、情報教育課程、環境教育課程は、2007年3月31日に当該課程に在学する者が、在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の学則別表第2の規定にかかわらず、学部の収容定員は、2007年度から2009年度までの間にあっては、次に掲げる表のとおりとする。

課 程	2007年度 収容定員	2008年度 収容定員	2009年度 収容定員
初等教育教員養成課程	1, 3 8 8	1, 4 7 0	1, 5 5 2
中等教育教員養成課程	5 6 8	6 4 9	7 3 0
障害児教育教員養成課程	1 0 0	1 0 0	1 0 0
養護教諭養成課程	1 6 0	1 6 0	1 6 0
小 計	2, 2 1 6	2, 3 7 9	2, 5 4 2
国際理解教育課程	3 5 2	2 2 2	9 2
生涯教育課程	2 5 0	1 5 5	6 0
情報教育課程	2 4 0	1 5 0	6 0

環境教育課程	210	130	50
小計	1,052	657	262
現代学芸課程	232	464	696
小計	232	464	696
合計	3,500	3,500	3,500

附 則（２００７年学則第１号）

- この学則は、２００７年４月１日から施行する。
- この学則施行の際、教育課程に係る改正については、２００７年度入学者から適用し、現に在籍する者に係る教育課程については、この学則の定めにかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（２００７年学則第２号）

この学則は、２００７年４月１日から施行する。

附 則（２００７年学則第３号）

この学則は、２００７年４月２５日から施行し、２００７年４月１日から適用する。

附 則（２００７年学則第４号）

この学則は、２００７年１１月１４日から施行する。

附 則（２００８年学則第１号）

- この学則は、２００８年４月１日から施行する。ただし、第１２条、第２９条第１項及び第７９条の規定は、２００８年１月９日から施行し、２００７年１２月２６日から適用する。
- 改正後の第７５条第１項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻及び障害児教育専攻は、２００８年３月３１日に当該専攻に在学する者が、在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については、なお従前の例による。
- 教育学研究科及び教育実践研究科の収容定員は、改正後の学則別表第５の規定にかかわらず、２００８年度にあつては、次表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	発達教育科学専攻	20
	特別支援教育科学専攻	5
	養護教育専攻	6
	学校教育臨床専攻	17
	国語教育専攻	12
	英語教育専攻	13
	社会科教育専攻	23
	数学教育専攻	18
	理科教育専攻	30
	芸術教育専攻	33
	保健体育専攻	14
	家政教育専攻	12
	技術教育専攻	8
	小計	211
	学校教育専攻	27
	障害児教育専攻	12
	小計	39

	合計	250
教育実践研究科	教職実践専攻	50
	合計	50
総計		300

附 則（2009年学則第1号）

この学則は、2009年5月13日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2009年学則第2号）

1 この学則は、2009年10月1日から施行する。ただし、第21条の2及び第24条第6項の規定は2010年4月1日から施行する。

2 改正後の学則第75条第2項及び第3項の規定は、2009年4月1日から適用する。

附 則（2010年学則第1号）

1 この学則は、2010年1月13日から施行する。ただし、第86条第2項の規定は2010年4月1日から適用する。

2 改正後の学則第26条の2第1項の規定は、2008年度入学生から適用する。

附 則（2010年学則第2号）

1 この学則は、2010年4月1日から施行する。ただし、第43条第3項及び第49条第3項の改正規定は2008年4月1日から適用する。

2 この学則による改正前の国立大学法人愛知教育大学学則第91条の規定による臨時の教員養成課程は、この学則による改正後の同学則の規定にかかわらず、2010年3月31日に当該課程に在学する者が、在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（2010年学則第3号）

この学則は、2010年3月10日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則（2011年学則第1号）

この学則は、2011年1月12日から施行し、2010年12月1日から適用する。

附 則（2011年学則第2号）

この学則は、2011年11月9日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2012年学則第1号）

この学則は、2012年2月8日から施行する。

附 則（2012年学則第2号）

1 この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第79条第2項の規定は、2012年度入学者選抜から適用する。

2 共同教科開発学専攻の収容定員は、改正後の別表第5の規定にかかわらず、2012年度及び2013年度においては、次の表のとおりとする。

研究科・課程	専攻	2012年度	2013年度
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教科開発学専攻	4	8

附 則（2012年学則第3号）

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2012年学則第4号）

この学則は、2012年10月9日から施行する。

附 則（2012年学則第5号）

この学則は、2012年11月14日から施行する。

附 則（2013年学則第1号）

この学則は、2013年2月13日から施行する。

附 則（2013年学則第2号）

この学則は、2013年5月15日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2015年学則第1号）

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（２０１５年学則第２号）

この学則は、２０１５年７月８日から施行し、２０１５年４月１日から適用する。

附 則（２０１６年学則第１号）

この学則は、２０１６年４月１日から施行する。

附 則（２０１６年学則第２号）

この学則は、２０１６年７月２６日から施行し、２０１６年７月１日から適用する。

附 則（２０１７年学則第１号）

- 1 この学則は、２０１７年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第２４条第２項の規定にかかわらず、現代学芸課程は２０１７年３月３１日に当該課程に在学する者が、在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第４の規定にかかわらず、学部の収容定員は、２０１７年度から２０１９年度までの間にあっては、次に掲げる表のとおりとする。

課 程	2017年度 収容定員	2018年度 収容定員	2019年度 収容定員
初等教育教員養成課程	1, 6 3 1	1, 6 9 4	1, 7 5 7
中等教育教員養成課程	7 6 8	7 9 2	8 1 6
特別支援学校教員養成課程	1 0 5	1 1 0	1 1 5
養護教諭養成課程	1 6 0	1 6 0	1 6 0
小 計	2, 6 6 4	2, 7 5 6	2, 8 4 8
現代学芸課程	6 9 6	4 6 4	2 3 2
小 計	6 9 6	4 6 4	2 3 2
教育支援専門職養成課程	1 3 0	2 6 0	3 9 0
小 計	1 3 0	2 6 0	3 9 0
合 計	3, 4 9 0	3, 4 8 0	3, 4 7 0

附 則（２０１７年学則第２号）

この学則は、２０１７年４月２５日から施行し、２０１７年４月１日から適用する。

附 則（２０１８年学則第１号）

この学則は、２０１８年４月１日から施行する。

附 則（２０１９年学則第１号）

この学則は、２０１９年４月１日から施行する。

附 則（２０１９年学則第２号）

この学則は、２０１９年７月１０日から施行する。

附 則（２０２０年学則第 号）

- 1 この学則は、２０２０年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第７５条第１項の規定にかかわらず、教育学研究科発達教育科学専攻、特別支援教育科学専攻、養護教育専攻、学校教育臨床専攻、国語教育専攻、英語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、芸術教育専攻、保健体育専攻、家政教育専攻、技術教育専攻及び教育実践研究科教職実践専攻は、２０２０年３月３１日に当該研究科専攻に在学する者が、在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 教育学研究科及び教育実践研究科の収容定員は、改正後の学則別表第５の規定にかかわらず、２０２０年度にあっては、次表のとおりとする。

研究科及び課程	専攻	収容定員
教育学研究科 修士課程	発達教育科学専攻	20
	特別支援教育科学 専攻	5
	養護教育専攻	3
	学校教育臨床専攻	8
	国語教育専攻	5
	英語教育専攻	4
	社会科教育専攻	9
	数学教育専攻	7
	理科教育専攻	13
	芸術教育専攻	14
	保健体育専攻	6
	家政教育専攻	3
	技術教育専攻	3
	計	100
	教育支援高度化専 攻	30
	計	30
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専 攻	120
	計	120
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教科開発学専 攻	12
	計	12
教育実践研究科 教職大学院の課程	教職実践専攻	50
	計	50
合計		312

別表第1 (第24条第4項関係)

初等教育教員養成課程, 中等教育教員養成課程, 教育支援専門職養成課程に置く選修, 専攻又はコース

課程	選修, 専攻又はコース
初等教育教員養成課程	幼児教育選修, 教育科学選修, 国語選修, 社会選修, 数学選修, 理科選修, 生活科選修, 音楽選修, 美術選修, 保健体育選修, 家庭選修, 英語選修, 日本語教育選修, 情報選修
中等教育教員養成課程	教育科学専攻, 国語・書道専攻, 社会専攻, 数学専攻, 理科専攻, 音楽専攻, 美術専攻, 保健体育専攻, 技術専攻, 家庭専攻, 英語専攻, 情報専攻
教育支援専門職養成課程	心理コース, 福祉コース, 教育ガバナンスコース

別表第2 (第24条第5項関係) 愛知教育大学の研究組織

第1欄	第2欄
教育科学系	生活科教育講座
	特別支援教育講座
	幼児教育講座
	養護教育講座
	学校教育講座
	心理講座
	福祉講座
	教育ガバナンス講座
	教職実践講座
	教員養成開発連携センター
人文社会科学系	国語教育講座
	日本語教育講座
	社会科教育講座
	外国語教育講座
自然科学系	数学教育講座
	情報教育講座
	理科教育講座
創造科学系	音楽教育講座
	美術教育講座
	保健体育講座
	技術教育講座
	家政教育講座
	健康支援センター

別表第3 (第25条第5項関係)
研究科の専攻及び専攻に置くコース

研究科及び課程	専攻	コース
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	学校マネジメントコース
		教科指導重点コース
		児童生徒発達支援コース
		地域・教育課題解決コース
教育学研究科 修士課程	教育支援高度化専攻	臨床心理学コース
		日本型教育グローバルコース

教育学研究科 後期3年博士課程	共同教科開発学専攻	
--------------------	-----------	--

別表第4 (第34条第1項関係) 学部の入学定員及び収容定員

課 程	入学定員		収容定員
		履修上の区分別内訳	
初等教育教員養成課程	4 5 5	幼児教育選修 2 5	1, 8 2 0
		教育科学選修 2 5	
		国語選修 5 0	
		社会選修 6 0	
		数学選修 5 0	
		理科選修 7 0	
		生活科選修 1 0	
		音楽選修 2 5	
		美術選修 2 5	
		保健体育選修 4 0	
		家庭選修 3 0	
		英語選修 1 5	
		日本語教育選修 2 0	
情報選修 1 0			
中等教育教員養成課程	2 1 0	教育科学専攻 5	8 4 0
		国語・書道専攻 2 0	
		社会専攻 2 0	
		数学専攻 4 0	

		理科専攻 50	
		音楽専攻 5	
		美術専攻 5	
		保健体育専攻 20	
		技術専攻 15	
		家庭専攻 5	
		英語専攻 15	
		情報専攻 10	
特別支援学校教員養成課程	30	—	120
養護教諭養成課程	40	—	160
小計	735	—	2,940
教育支援専門職養成課程	130	心理コース 50	520
		福祉コース 20	
		教育ガバナンスコース 60	
合計	865	—	3,460

別表第5（第34条第2項関係）
教育学研究科の入学定員及び収容定員

研究科及び課程	専攻	入学定員	収容定員
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	120	240
教育学研究科 修士課程	教育支援高度化専攻	30	60
計		150	300
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教科開発学専攻	4	12
	計	4	12
合計		154	312

別表第6 (第34条第3項関係)
特別支援教育特別専攻科入学定員及び収容定員

入学定員	収容定員
30	30

別表第7 (第42条第2項関係)
学部、大学院及び専攻科において取得できる教育職員免許状

学部の教育組織		取得可能免許状	
教育学部	初等教育教員養成課程	幼児教育選修	卒業要件として定める単位の修得により取得できるもの(以下「主免」という。): 幼稚園教諭1種免許状 卒業要件以外の単位を併せて修得することにより取得できるもの(以下「副免」という。): 小学校教諭1種免許状
		教育科学選修	主免: 小学校教諭1種免許状 副免: 中学校教諭1種免許状 [専攻する教科] 高等学校教諭1種免許状 [専攻する教科] 幼稚園教諭2種免許状 [教育科学選修, 生活科選修, 日本語教育選修及び情報選修の副免の教科は希望教科の中学校教諭2種免許状を原則とする。]
		国語選修	
		社会選修	
		数学選修	
		理科選修	
		生活科選修	
		音楽選修	
		美術選修	
		保健体育選修	
		家庭選修	
		英語選修	
		日本語教育選修	
	情報選修		
	中等教育教員養成課程	教育科学専攻	主免: 中学校教諭1種免許状 [専攻する教科] 副免: 小学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状 [専攻する教科] [教育科学専攻の副免の教科は希望教科による。] [教育科学専攻の副免は小学校教諭2種免許状を原則とする。] [情報専攻の主免は高等学校教諭1種免許状 [情報] とし, 副免は次のいずれかの組み合わせを原則とする。 ・中学校教諭1種免許状 [数学] と高等学校教諭1種免許状
		国語・書道専攻	
		社会専攻	
		数学専攻	
		理科専攻	
		音楽専攻	
美術専攻			
保健体育専攻			
技術専攻			

		家庭専攻	[数学] ・中学校教諭1種免許状 [技術] と高等学校教諭1種免許状 [工業] 小学校教諭の免許状は取得できない。]
		英語専攻	
		情報専攻	
		特別支援学校教員養成課程	主免：特別支援学校教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状 副免：中学校教諭2種免許状 [希望教科] 幼稚園教諭2種免許状
	養護教諭養成課程	主免：養護教諭1種免許状 副免：中学校教諭1種免許状 [保健] 高等学校教諭1種免許状 [保健]	

大学院の教育組織		取得可能免許状	
		種類	教科
教育学 研究科	教育実践高 度化専攻	小学校教諭専修	
		中学校教諭専修	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技 術, 家庭, 職業, 職 業指導, 英語, ドイ ツ語, フランス語, 宗教
		高等学校教諭 専修	国語, 地理歴史, 公 民, 数学, 理科, 音 楽, 美術, 工芸, 書 道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, ド イツ語, フランス語, 宗教
		幼稚園教諭専修	
		養護教諭専修	
		特別支援学校教諭専修	

専攻科名	取得可能免許状
特別支援教育特別専攻科	特別支援学校教諭1種免許状

国立大学法人愛知教育大学学則の一部を改正する理由及び要点

1. 改正の理由

本学大学院の教育学研究科修士課程及び教育実践研究科専門職学位課程（教職大学院）を改組し、新たに令和2年4月から研究科を一本化して専攻を設置することに伴い、学則における所要の改正を行うものである。

2. 改正の要点

- (1) 新設の教育研究上の組織，目的及び入学定員について改めた。（第25条，第34条第2項別表第5，第74条）
- (2) 新設組織に係る取得可能な教員免許状について改めた。（第42条第2項別表第7）
- (3) 組織名の変更に伴い，管理運営，教育研究上の関係事項（研究科の運営，授業科目及び単位，教育方法等）についての表記を改めた。（第77条，第78条，第80条，第83条，第86条，第89条）
- (4) 新設組織の表記順に併せて表記を改めた。（第26条の2，第75条，第76条，第79条，第85条，第87条，第88条）

3. 施行及び適用予定日

令和2年4月1日から施行する。

改正案	現行																
<p>第1条～第24条（略）</p> <p>第25条 本学に，大学院を置く。</p> <p>2 大学院に置く研究科及び課程は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教育学研究科 専門職学位課程（以下「教職大学院の課程」という。）</u>，<u>修士課程，後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期3年博士課程」という。）</u></p> <p>(2) <u>（削る）</u></p> <p>3 前項の研究科及び課程に，次の表に掲げる専攻を置き，専攻における教育研究は前条第5項に定める講座が担当する。ただし，共同教職開発学専攻における教育研究は，前条第5項に定める講座と静岡大学大学院教育学研究科が共同で担当する。</p> <table border="1" data-bbox="798 1120 1356 2161"> <thead> <tr> <th>研究科及び課程</th> <th>専攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教育学研究科</u> 教職大学院の課程</td> <td><u>教育実践高度化専攻</u></td> </tr> <tr> <td>教育学研究科 修士課程</td> <td><u>教育支援高度化専攻</u></td> </tr> <tr> <td>教育学研究科 後期3年博士課程</td> <td>共同教職開発学専攻</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 附属施設は，前項の専攻における教育研究に協力することができる。</p> <p>5 <u>（削る）</u></p>	研究科及び課程	専攻	<u>教育学研究科</u> 教職大学院の課程	<u>教育実践高度化専攻</u>	教育学研究科 修士課程	<u>教育支援高度化専攻</u>	教育学研究科 後期3年博士課程	共同教職開発学専攻	<p>2004年4月1日 学則 第1号</p> <p>第1条～第24条（略）</p> <p>第25条 本学に，大学院を置く。</p> <p>2 大学院に置く研究科及び課程は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教育学研究科 修士課程，後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期3年博士課程」という。）</u>。</p> <p>(2) <u>教育実践研究科 専門職学位課程（以下「教職大学院の課程」という。）</u>。</p> <p>3 前項の研究科及び課程に，次の表に掲げる専攻を置き，専攻における教育研究は前条第5項に定める講座が担当する。ただし，共同教職開発学専攻における教育研究は，前条第5項に定める講座と静岡大学大学院教育学研究科が共同で担当する。</p> <table border="1" data-bbox="798 78 1356 1120"> <thead> <tr> <th>研究科及び課程</th> <th>専攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育学研究科 修士課程</td> <td><u>発達教育学専攻，特別支援教育学専攻，養護教育専攻，学校教育臨床専攻，国語教育専攻，英語教育専攻，社会科教育専攻，数学教育専攻，理科教育専攻，芸術教育専攻，保健体育専攻，家政教育専攻，技術教育専攻</u></td> </tr> <tr> <td>教育学研究科 後期3年博士課程</td> <td>共同教職開発学専攻</td> </tr> <tr> <td><u>教育実践研究科</u> 教職大学院の課程</td> <td><u>教職実践専攻</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 附属施設は，前項の専攻における教育研究に協力することができる。</p> <p>5 <u>修士課程芸術教育専攻に，音楽分野及び美術分野を置く。</u></p>	研究科及び課程	専攻	教育学研究科 修士課程	<u>発達教育学専攻，特別支援教育学専攻，養護教育専攻，学校教育臨床専攻，国語教育専攻，英語教育専攻，社会科教育専攻，数学教育専攻，理科教育専攻，芸術教育専攻，保健体育専攻，家政教育専攻，技術教育専攻</u>	教育学研究科 後期3年博士課程	共同教職開発学専攻	<u>教育実践研究科</u> 教職大学院の課程	<u>教職実践専攻</u>
研究科及び課程	専攻																
<u>教育学研究科</u> 教職大学院の課程	<u>教育実践高度化専攻</u>																
教育学研究科 修士課程	<u>教育支援高度化専攻</u>																
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教職開発学専攻																
研究科及び課程	専攻																
教育学研究科 修士課程	<u>発達教育学専攻，特別支援教育学専攻，養護教育専攻，学校教育臨床専攻，国語教育専攻，英語教育専攻，社会科教育専攻，数学教育専攻，理科教育専攻，芸術教育専攻，保健体育専攻，家政教育専攻，技術教育専攻</u>																
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教職開発学専攻																
<u>教育実践研究科</u> 教職大学院の課程	<u>教職実践専攻</u>																

<p><u>5</u> 第3項の専攻に、別表第3に掲げるコースを置く。</p> <p><u>6</u> 大学院の運営に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(6年一貫コース)</p> <p>第26条の2 本学に学部と<u>教職大学院の課程及び修士課程</u>の連携による6年一貫教員養成コース(以下「6年一貫コース」という。)を置く。</p> <p>2 6年一貫コースについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>第27条～第33条 (略)</p> <p>(収容定員等)</p> <p>第34条 学部の入学定員及び収容定員は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 教育学研究科の入学定員及び収容定員は、別表第5のとおりとする。</p> <p>3 専攻科の入学定員及び収容定員は、別表第6のとおりとする。</p> <p>第35条～第41条 (略)</p> <p>(教員免許状取得のための単位)</p> <p>第42条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により学部、<u>教職大学院の課程及び専攻科</u>において所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第7のとおりとする。</p> <p>第43条～第73条 (略)</p> <p>(課程等の目的)</p> <p>第74条 <u>2</u> 修士課程は、<u>教育支援</u>に関わる研究能力を有する人材の育成を図ることを目的</p>	<p><u>6</u> 第3項及び<u>第5項</u>の専攻及び分野に、別表第3に掲げる領域を置き、<u>学校教育臨床専攻学</u> <u>校教育臨床領域に臨床心理学</u>コースを置く。</p> <p><u>7</u> 大学院の運営に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(6年一貫コース)</p> <p>第26条の2 本学に学部と<u>修士課程及び教職大学院の課程</u>の連携による6年一貫教員養成コース(以下「6年一貫コース」という。)を置く。</p> <p>2 6年一貫コースについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>第27条～第33条 (略)</p> <p>(収容定員等)</p> <p>第34条 学部の入学定員及び収容定員は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 教育学研究科及び<u>教育実践研究科</u>の入学定員及び収容定員は、別表第5のとおりとする。</p> <p>3 専攻科の入学定員及び収容定員は、別表第6のとおりとする。</p> <p>第35条～第41条 (略)</p> <p>(教員免許状取得のための単位)</p> <p>第42条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により学部、<u>修士課程</u>、<u>教職大学院の課程及び専攻科</u>において所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第7のとおりとする。</p> <p>第43条～第73条 (略)</p> <p>(課程等の目的)</p> <p>第74条 <u>1</u> 修士課程は、<u>教科専門並ひに教育実践</u>に関わる研究能力を有する教員の育成を</p>
--	---

<p>とす。併せて現代的課題の探求に取組み諸分野の有為な人材の育成をめざす。また、社会人においては、修士課程を専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。</p> <p>1 教職大学院の課程は、学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を養成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置づけ、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。</p> <p>3 後期3年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>4 前3項の課程に置く専攻の教育研究上の目的は別に定める。</p> <p>(標準修業年限)</p> <p>第75条 <u>教職大学院の課程及び修士課程</u>の標準修業年限は、2年とする。ただし、第89条の規定により、長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）の標準修業年限は、4年以内の許可された年限とする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、<u>教職大学院の課程及び修士課程</u>に、教育上の必要により標準修業年限を3年とする履修上の区分を設ける。</p> <p>3 標準修業年限を3年とする履修上の区分に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 後期3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、長期履修学生の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>(在学期間)</p> <p>第76条 <u>教職大学院の課程の在学期間は4年</u>、<u>修士課程の在学期間は6年とし</u>、後期3年博士課程の在学期間は6年とする。</p> <p>(研究科の長)</p> <p>第77条 教育学研究科に研究科長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>(運営)</p> <p>第78条 第25条第7項の規定により別の定めがあるもののほか、教育学研究科の運営その他の必要な事項については、当該事項の内容に応じ、教授会若しくは教育研究評議会又は</p>	<p>図ることを目的とする。併せて現代的課題の探求に取組み<u>学芸</u>諸分野の有為な人材の育成をめざす。また、<u>現職教員及び社会人</u>においては、修士課程を専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。</p> <p>2 教職大学院の課程は、学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を養成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置づけ、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。</p> <p>3 後期3年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>4 前3項の課程に置く専攻の教育研究上の目的は別に定める。</p> <p>(標準修業年限)</p> <p>第75条 <u>修士課程及び教職大学院の課程</u>の標準修業年限は、2年とする。ただし、第89条の規定により、長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）の標準修業年限は、4年以内の許可された年限とする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、<u>修士課程及び教職大学院の課程</u>に、教育上の必要により標準修業年限を3年とする履修上の区分を設ける。</p> <p>3 標準修業年限を3年とする履修上の区分に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 後期3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、長期履修学生の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>(在学期間)</p> <p>第76条 <u>修士課程の在学期間は6年</u>、<u>教職大学院の課程の在学期間は4年とし</u>、後期3年博士課程の在学期間は6年とする。</p> <p>(研究科の長)</p> <p>第77条 教育学研究科及び<u>教育実践研究科</u>に研究科長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>(運営)</p> <p>第78条 第25条第7項の規定により別の定めがあるもののほか、教育学研究科及び<u>教育実践研究科</u>の運営その他の必要な事項については、当該事項の内容に応じ、教授会若しくは</p>
--	---

<p>第16条の規定に基づき置かれる委員会等で審議する。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第79条 <u>教職大学院の課程及び修士課程</u>に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者</p> <p>(2) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認める者</p> <p>(3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(8) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる本学の<u>教職大学院の課程及び修士課程</u>において、本学の<u>教職大学院の課程及び修士課程</u>における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者</p> <p>(10) 本学の<u>教職大学院の課程及び修士課程</u>において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者</p> <p>2 後期3年博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>専門職学位又は修士の学位</u>を有する者</p> <p>(2) 外国において、<u>専門職学位又は修士の学位</u>に相当する学位を授与された者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、<u>専門職学位又は修士の学位</u>に相当する学位を授与された者</p>	<p>教育研究評議会又は第16条の規定に基づき置かれる委員会等で審議する。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第79条 <u>修士課程及び教職大学院の課程</u>に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者</p> <p>(2) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認める者</p> <p>(3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(8) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる本学の<u>修士課程及び教職大学院の課程</u>において、本学の<u>修士課程及び教職大学院の課程</u>における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者</p> <p>(10) 本学の<u>修士課程及び教職大学院の課程</u>において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者</p> <p>2 後期3年博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>修士の学位又は専門職学位</u>を有する者</p> <p>(2) 外国において、<u>修士の学位又は専門職学位</u>に相当する学位を授与された者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、<u>修士の学位又は専門職学位</u>に相当する学位を授与された者</p>
--	---

<p>(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、<u>専門職学位又は修士の学位</u>に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6) 文部科学大臣が指定した者</p> <p>(7) 後期3年博士課程において、個別の入学資格審査により、<u>専門職学位又は修士の学位</u>を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者 (授業科目及び単位)</p> <p>第80条 教育学研究科の授業科目及び単位数は別に定める。</p> <p>第81条～第82条 (略)</p> <p>(教育方法)</p> <p>第83条 教育学研究科における授業科目の履修及び研究指導のために、次の各号に掲げる区分を設け、各専攻は、当該各号のいずれかの方法により教育を行うものとする。</p> <p>(1) 昼間開講コース (主として昼間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うものをいう。)</p> <p>(2) 昼夜開講コース (主として夜間及び昼間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うものをいう。)</p> <p>3. <u>教育学研究科教育支援高度化専攻</u>の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導 (以下「研究指導」という。) によって行うものとする。</p> <p>2. <u>教育学研究科教育実践高度化専攻</u>の教育は、第74条第1項に規定する目的を達成するために、体系的かつ実践的な教育課程を編成し、適切な方法によって行うものとする。</p> <p>4 教育方法の特例に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>第84条 (略)</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p>	<p>(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、<u>修士の学位又は専門職学位</u>に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6) 文部科学大臣が指定した者</p> <p>(7) 後期3年博士課程において、個別の入学資格審査により、<u>修士の学位又は専門職学位</u>を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者 (授業科目及び単位)</p> <p>第80条 教育学研究科及び<u>教育実践研究科</u>の授業科目及び単位数は別に定める。</p> <p>第81条～第82条 (略)</p> <p>(教育方法)</p> <p>第83条 教育学研究科における授業科目の履修及び研究指導のために、次の各号に掲げる区分を設け、各専攻は、当該各号のいずれかの方法により教育を行うものとする。</p> <p>(1) 昼間開講コース (主として昼間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うものをいう。)</p> <p>(2) 昼夜開講コース (主として夜間及び昼間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うものをいう。)</p> <p>2. <u>教育学研究科</u>の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導 (以下「研究指導」という。) によって行うものとする。</p> <p>3. <u>教育実践研究科</u>の教育は、第74条第2項に規定する目的を達成するために、体系的かつ実践的な教育課程を編成し、適切な方法によって行うものとする。</p> <p>4 教育方法の特例に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>第84条 (略)</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p>
--	---

第85条 教職大学院の課程及び修士課程において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が他の大学院における授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項により修得した単位は、教職大学院の課程に所属する学生にあっては修了要件として定める所定の単位数の2分の1を超えない範囲で、修士課程に所属する学生にあっては10単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、第49条の規定による留学の場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第86条 大学院(外国の大学院を含む。)を修了又は中途退学し、新たに教育学研究科の第1年次に入学した学生の既修得単位について教育上有益と認めるときは、当該課程において修得したものととして認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 前項により修得した単位は、教職大学院の課程に所属する学生にあっては修了要件として定める所定の単位数の2分の1を超えない範囲で、修士課程に所属する学生にあっては10単位を超えない範囲内で行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

第87条 2 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

1 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る所定の単位を含む。)の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

3 後期3年博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期3年博士課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

4 長期履修学生及び第75条第2項の規定に基づく区分を履修する者の修了要件に係る在学期間は、前3項の規定にかかわらず、これらの者に係る標準修業年限以上とする。

5 教職大学院の課程において、教育上有益であると認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、第2項に規定する実習による授業

第85条 修士課程及び教職大学院の課程において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が他の大学院における授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項により修得した単位は、修士課程に所属する学生にあっては10単位を超えない範囲で、教職大学院の課程に所属する学生にあっては修了要件として定める所定の単位数の2分の1を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、第49条の規定による留学の場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第86条 大学院(外国の大学院を含む。)を修了又は中途退学し、新たに教育学研究科又は教育実践研究科の第1年次に入学した学生の既修得単位について教育上有益と認めるときは、当該課程において修得したものととして認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 前項により修得した単位は、教育学研究科に所属する学生にあっては10単位を超えない範囲で、教職大学院の課程に所属する学生にあっては修了要件として定める所定の単位数の2分の1を超えない範囲内で行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

第87条 1 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る所定の単位を含む。)の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

3 後期3年博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期3年博士課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

4 長期履修学生及び第75条第2項の規定に基づく区分を履修する者の修了要件に係る在学期間は、前3項の規定にかかわらず、これらの者に係る標準修業年限以上とする。

5 教職大学院の課程において、教育上有益であると認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、第2項に規定する実習による授業

<p>科目の一部の履修を免除することができる。この場合において、免除の範囲、履修を免除された者に対する単位の授与その他の必要な事項については、別に定める。</p> <p>6 <u>教職大学院の課程、修士課程及び後期3年博士課程の修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。</u></p> <p>7 修了の時期は、学年の終わりとする。ただし、修了要件を満たした場合は、前期の終わりとすることができる。</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第88条 <u>2</u> 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。</p> <p><u>1</u> 教職大学院の課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。</p> <p>3 後期3年博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。</p> <p>4 学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第89条 教育学研究科の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、各研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。</p> <p>2 前項の教育課程の履修等に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>第90条～第91条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (2020年学則第 号)</u></p> <p><u>1</u> この学則は、<u>2020年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2</u> <u>改正後の第75条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科発達教育学科学専攻、特別支援教育学科学専攻、養護教育専攻、学校教育臨床専攻、国語教育専攻、英語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、芸術教育専攻、保健体育専攻、家政教育専攻、技術教育専攻及び教育実践研究科教職実践専攻は、2020年3月31日に当該研究科専攻に在学する者が、在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教員免許取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3</u> <u>教育学研究科及び教育実践研究科の収容定員は、改正後の学則附表第5の規定にかかわらず、2020年度にあつては、次表のとおりとする。</u></p>	<p>科目の一部の履修を免除することができる。この場合において、免除の範囲、履修を免除された者に対する単位の授与その他の必要な事項については、別に定める。</p> <p>6 <u>修士課程、教職大学院の課程及び後期3年博士課程の修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。</u></p> <p>7 修了の時期は、学年の終わりとする。ただし、修了要件を満たした場合は、前期の終わりとすることができる。</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第88条 <u>1</u> 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。</p> <p><u>2</u> 教職大学院の課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。</p> <p>3 後期3年博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。</p> <p>4 学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第89条 教育学研究科又は<u>教育実践研究科</u>の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、各研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。</p> <p>2 前項の教育課程の履修等に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>第90条～第91条 (略)</p>
--	---

研究科及び課程	専攻	収容定員
教育学研究科 修士課程	発達教育学専攻	20
	特別支援教育学専攻	5
	養護教育専攻	3
	学校教育臨床専攻	8
	国語教育専攻	5
	英語教育専攻	4
	社会科学教育専攻	9
	数学教育専攻	7
	理科教育専攻	13
	芸術教育専攻	14
	保健体育専攻	6
	家政教育専攻	3
	技術教育専攻	3
	計	100
教育支援高度化専攻	30	
計	30	
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	120
	計	120
教育学研究科	共同教職開発専攻	12

後期3年博士課程	計	12
教育実践研究科	教育実践専攻	50
教職大学院の課程	計	50
合計		312

別表第3 (第25条第6項関係)
研究科の専攻及び分野に置く領域

研究科及び課程	専攻	(分野) 領域
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	教育学領域
		教育心理学領域
		幼児教育領域
		生活科教育領域
		日本語教育領域
		情報教育領域
教育学研究科 修士課程	特別支援教育科学専攻	特別支援教育科学領域
	養護教育専攻	養護教育学領域
教育学研究科 後期3年博士課程	学校教育臨床専攻	学校教育臨床領域
	国語教育専攻	国語科教育学領域
教育学研究科 後期3年博士課程	英語教育専攻	英語科教育学領域
	社会科教育専攻	社会科教育学領域

別表第3 (第25条第5項関係)
研究科の専攻及び専攻に置くコース

研究科及び課程	専攻	コース
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	学校マネジメントコース
		教科指導重点コース
		児童生徒発達支援コース
		地域・教育課題解決コース
		臨床心理学コース
教育学研究科 修士課程	教育支援高度化専攻	日本型教育グローバルコース
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教科開発学専攻	

		社会科内容学領域	
		数学科教育学領域	
		数学科内容学領域	
		理科教育学領域	
		理科内容学領域	
		音楽科教育学領域	
		音楽科内容学領域	
		美術科教育学領域	
		美術科内容学領域	
		保健体育科教育学領域	
		保健体育科内容学領域	
		家庭科教育学領域	
		家庭科内容学領域	
		技術科教育学領域	
		技術科内容学領域	
		芸術教育専攻	
		保健体育専攻	
		家政教育専攻	
		技術教育専攻	
		共同教科開発学専攻	
	教育学研究科 後期3年博士課程		
	教育実践研究科 教職大学院の課程	教職実践基礎領域 教職実践応用領域	

研究科及び課程	専攻	入学定員	収容定員
教育学研究科 修士課程	発達教育学専攻	20	40
	特別支援教育学専攻	5	10
	養護教育学専攻	3	6
	学校教育臨床専攻	8	16
	国語教育学専攻	5	10
	英語教育学専攻	4	8
	社会科学教育学専攻	9	18
	数学教育学専攻	7	14
	理科教育学専攻	13	26
	芸術教育学専攻	14	28
	保健体育専攻	6	12
	家政教育学専攻	3	6
	技術教育学専攻	3	6
	計	100	200
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教科開発学専攻	4	12
	計	4	12
	教職実践専攻	50	100
教育学研究科 後期3年博士課程の課程			

研究科及び課程	専攻	入学定員	収容定員
教育学研究科 教職大学院の課程	教職実践高度化専攻	120	240
	教育支援高度化専攻	30	60
計		150	300
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教科開発学専攻	4	12
	計	4	12
合計		154	312

	<u>計</u>	<u>50</u>	<u>100</u>
合計		154	312

別表第7 (第42条第2項関係)
学部, 大学院及び専攻科において取得できる教育職員免許状

大学院の教育組織	取得可能免許状	
	種類	教科
教育学研究科 発達教育学専攻	小学校教諭専修	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語
	中学校教諭専修	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語
	高等学校教諭専修	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 情報, 工業, 福祉, 英語
	幼稚園教諭専修	
	養護教諭専修	
	特別支援学校教諭専修	
	養護教諭専修	
	特別支援教育専攻	
	養護教育専攻	
	学校教育臨	

別表第7 (第42条第2項関係)
学部, 大学院及び専攻科において取得できる教育職員免許状

大学院の教育組織	取得可能免許状	
	種類	教科
教育学研究科 教育実践高度化専攻	小学校教諭専修	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教
	中学校教諭専修	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教
	高等学校教諭専修	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 船舶, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教
	幼稚園教諭専修	

	養護教諭専修		
	特別支援学校教諭専修		

<u>床専攻</u>	中学校教諭専修	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語	
	高等学校教諭専修	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 情報, 工業, 福祉, 英語	
	幼稚園教諭専修		
	養護教諭専修		
	小学校教諭専修		
	中学校教諭専修	国語	
	高等学校教諭専修	国語, 書道	
	幼稚園教諭専修		
	中学校教諭専修	英語	
	高等学校教諭専修	英語	
	小学校教諭専修		
	中学校教諭専修	社会	
	高等学校教諭専修	地理歴史, 公民	
	小学校教諭専修		
	中学校教諭専修	数学	
	<u>国語教育専攻</u>		
	<u>英語教育専攻</u>		
	<u>社会科教育専攻</u>		
<u>数学教育専攻</u>			

	高等学校教諭専修	数学
	幼稚園教諭専修	
	小学校教諭専修	
	中学校教諭専修	理科
	高等学校教諭専修	理科
<u>理科教育専攻</u>	音楽分野	小学校教諭専修
		中学校教諭専修
		高等学校教諭専修
		幼稚園教諭専修
		音楽
<u>芸術教育専攻</u>	美術分野	小学校教諭専修
		中学校教諭専修
		高等学校教諭専修
		幼稚園教諭専修
		美術
<u>保健体育専攻</u>	小学校教諭専修	美術
	中学校教諭専修	美術
	高等学校教諭専修	
	幼稚園教諭専修	
	小学校教諭専修	保健体育, 保健
<u>家政教育専攻</u>	中学校教諭専修	保健体育, 保健
	高等学校教諭専修	
	幼稚園教諭専修	
	養護教諭専修	
	小学校教諭専修	
	中学校教諭専修	家庭
	高等学校教諭専修	家庭

		<p style="text-align: center;">教育実践研究科</p>		<p style="text-align: center;"><u>技術教育専攻</u></p>	<p>中学校教諭専修 高等学校教諭専修 小学校教諭専修</p>	<p>技術</p>	
				<p style="text-align: center;"><u>教職実践専攻</u></p>	<p>中学校教諭専修 高等学校教諭専修</p>	<p>工業</p>	
					<p>国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教</p>		
					<p>高等学校教諭専修</p>		
					<p>幼稚園教諭専修 養護教諭専修</p>		<p>国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農学, 工業, 商報, 水産, 福祉, 商業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教</p>

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法第93条の規定に基づき、愛知教育大学（以下「本学」という。）の教授会について定める。

(組織)

第2条 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び事務局長をもって組織する。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育課程の改編に関する事項その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教授会は、学長が招集して議長となる。

2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(開催)

第5条 学長は、第3条に規定する事項を審議するため教授会を開催する。ただし、教授会構成員の3分の1以上の開催要求があれば、学長は教授会を開かなければならない。

(成立要件)

第6条 教授会は、構成員のうち出席可能者の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決要件)

第7条 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

2 特に重要な事項に関しては、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

3 議長は、審議事項の決定について前項による場合は、その旨をあらかじめ明示しなければならない。

(議案の提出)

第8条 教授会への議案の提出者は学長とする。

2 前項のほか、教授会構成員は、10分の1以上の連署をもって議案を提出することができる。

3 前項による議案は、当該教授会の少なくとも2週間前までに代表者が学長に提出しなければならない。

(会議の傍聴)

第9条 教授会は、本学の構成員の傍聴を認める。ただし、議長の判断で傍聴を制限することができる。

(事務)

第10条 教授会に関する事務は、総務課において行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会、役員会の議を経て学長が決定する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会、役員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2006年規程第21号)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2007年規程第8号)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2007年規程第56号)

この規程は、2007年11月14日から施行する。

附 則 (2008年規程第6号)

この規程は、2008年1月23日から施行し、2007年12月26日から適用する。

附 則 (2011年規程第41号)

この規程は、2011年6月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則 (2015年規程第22号)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2018年規程第16号)

この規程は、2018年4月1日から施行する。